

20建企第419-1号
平成20年 9月24日

(社)長崎県建設業協会会長
(社)長崎県中小建設業協会会長
(社)長崎県造園建設業協会会長
(社)長崎県ほ装協会会長
(社)長崎県工務店連合会会長
(社)長崎県下水道建設業協会会長
(社)長崎県管工事協会会長
(社)長崎県建造物解体工業会会長
(社)長崎県トンネル協会会長
(社)長崎県港湾漁港建設業協会会長

様

長崎県土木部
建設企画課長



長崎県発注工事における資材等の調達及び下請人等の選定
について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、平成13年5月18日付け「長崎県経済活性化推進本部決定」により、県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進する観点から、「県内製品・県産品の優先使用等基本方針」を定め、県内製品・県産品の優先使用について強力に推進することとしています。

これを受けて、官公需における県内製品・県産品の優先使用等の推進を図るため、本県発注の公共工事等については、原則として県内企業へ優先的に発注するほか、元請事業者に対して県内企業の活用を要請しており、「資材等の県内優先調達」及び「下請人等の県内優先活用」について、平成13年度より特記仕様書に明記（平成19年度以降は長崎県建設工事共通仕様書に明記）しています。また、資材等が県内で調達可能、若しくは県内の下請人等が活用可能であっても調達（活用）しない場合には、請負業者に理由書の提出を求めることとしています。

しかしながら、公共工事の減少に伴う低価格での落札などにより、資材等の調達や下請人等の選定が、より低価格なものを求める傾向のためか、県内からの優先使用が進んでいないとの声も聴かれます。

つきましては、建設資材等を調達する際、若しくは下請人等を選定する際には、前述の主旨をご理解頂き、地場産業の活性化を図ることを目的として、「資材等の県内優先調達」及び「下請人等の県内優先活用」して頂きますようお願い致します。

県内優先を推進する取り組み

1 設計の段階

設計業務特記仕様書に「受注者は選定工法において県内で製造した製品を用いた設計」を行うように明記。

2 工事発注の段階

総合評価落札方式対象工事において、公告する工事に使用する資材で「県内生産品が調達可能なものについて全て使用する」ことを評価する。

3 契約締結の段階

受注業者に対し、契約を締結する際に「別紙 a」の通知文を渡し、県内優先活用についてお願いする。

4 工事施工前の段階

県内資材及び県内下請人を選定しなかった理由書について、共通仕様書において事前提出を求め、選定しないとした請負業者に対し、県内からの選定を、担当者から所属長までの職員が強くお願いしていく。

5 工事施工中の段階

現場に搬入された資材が県内生産品か否かの確認を可能とするため、本県発注工事に使用するコンクリート二次製品は、「製造工場、製造日、製品名、製品規格」等を印字したものを使用するよう、共通仕様書に明記する。

6 その他

平成19年度より、県産資材を調達しやすい環境づくりとして、県内生産品を土木部ホームページで閲覧可能としており、発注者、建設業者、設計コンサルタント等が、県内生産の建設資材・製品の情報を得やすくしている。

※19年度より、随時、県内生産品の登録を募集し、土木部ホームページに掲載。（資材名及び製造業者名）

別紙（a）

平成 年 月 日

受注会社 様

地方機関の長名

長崎県発注工事における資材等の調達及び下請人等の選定について（通知）

本県の土木行政につきましては、日頃、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、平成13年5月18日付け「長崎県経済活性化推進本部決定」により、県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進する観点から、「県内製品・県産品の優先使用等基本方針」を定め、県内製品・県産品の優先使用について強力に推進することとしています。

これを受けて、官公需における県内製品・県産品の優先使用等の推進を図るため、本県発注の公共工事等については、特殊な工法及び高度な技術を要する事業を除いて県内企業へ優先的に発注するほか、元請事業者に対して県内企業の活用を要請しており、「資材等の県内優先調達」及び「下請人等の県内優先活用」について、平成13年度より特記仕様書に明記（平成19年度以降は長崎県建設工事共通仕様書に明記）しています。また、資材等が県内で調達可能、若しくは県内の下請人等が活用可能であっても調達（活用）しない場合には、請負業者に理由書の提出を求めることとしています。

しかしながら、公共工事の減少に伴う低価格での落札などにより、資材等の調達や下請人等の選定が、より低価格なものを求める傾向のためか、県内からの優先使用が進んでいないとの声も聴かれます。

つきましては、建設資材等を調達する際、若しくは下請人等を選定する際には、前述の主旨をご理解頂き、地場産業の活性化を図ることを目的として、「資材等の県内優先調達」及び「下請人等の県内優先活用」して頂きますようお願い致します。